

南九州市長 塗木 弘幸 殿
南九州市議会議長 今吉 賢二 殿

南九州市監査委員 有水 秀男
南九州市監査委員 日置 友幸

令和 7 年度財政援助団体等（指定管理者）の監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき，財政援助団体等（指定管理者）の監査を実施したので，その結果を同条第 9 項及び第 10 項の規定により報告します。
なお，同条第 14 項の規定により，当該監査の結果に基づき，又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは，その旨を監査委員まで通知してください。

記

- 1 監査の基準
この監査は，南九州市監査基準に準拠して実施した。
- 2 監査の種類
地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等（指定管理者）監査
- 3 監査の対象
令和 6 年度に指定管理者によって運営された公共施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況等
- 4 監査の着眼点
出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼に監査を行った。
- 5 監査の主な実施内容
あらかじめ監査対象の公の施設の指定管理者を選定し，選定経緯，基本協定書，事業計画書及び指定管理施設状況調査表等の提出を求め，公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する課から説明を受けるとともに，必要に応じて関係職員等への質問を行い，書類審査並びに施設や備品等の管理状況について監査を行った。

6 監査の日程，実施場所及び対象部署

(1) 日程及び実施場所

日 程	実 施 場 所
令和 7 年 6 月 4 日	知覧テニスの森公園，岩屋公園，オートキャンプ森のかわなべ

- (2) 対象部署
都市政策課公園管理係

7 監査の結果及び意見

(1) 共通事項

管理業務の実施状況、利用状況及び収支状況等について関係書類に基づき監査した結果、いずれの施設も施設の特性に合わせたサービスの提供を行うなど、概ね適正に管理されている。

今後とも管理運営を委託した施設が市民に満足してもらえる施設となるよう、所管課と指定管理者が連携を密にし、施設の効率的かつ効果的な管理と住民サービスの向上の実現を期待するものである。

(2) 個別事項

① 知覧テニスの森公園

仕様書に基づき市から指定管理者に無償で貸与している備品については、指定管理者が適正に管理するように定められているが、経年劣化等により利用に支障をきたすような状態のまま放置されているものが見受けられた。市からの貸与備品は、定期的に点検していただき、使用不能となった備品については、買い替えや廃棄を進めていただきたい。

クラブハウスに設置している自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について、指定管理者に対し聞き取りを行った結果、取扱説明書に目を通しただけで、講習等は受けていないとのことだった。心肺停止により施設利用者等に対しＡＥＤを使用する事態を想定して、従業員全員が講習等により訓練を受けて、適切な対応が図られるようにしていただきたい。

② 岩屋公園

基本協定書の第 15 条に管理物件の修繕及び工事は、修繕等 1 件につき 20 万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）までは、指定管理者の負担とし、それを上回る修繕等については、市の負担とすると、指定管理者と市とのリスク分担について規定されているが、令和 4 年度と令和 6 年度に 20 万円未満の修繕を市で負担している案件が見受けられた。緊急時の対応等、特別の事情により、市と指定管理者間で協議のうえ、市が負担することを決定した場合を除いては、基本協定書に規定されているとおり、適正な事務処理に努めていただきたい。

岩屋公園には、ＡＥＤが管理棟に 1 台のみ設置されていた。本公園は面積が広く、事故の発生場所によっては、心肺停止状態からの生存率の低下が懸念されるため、管理棟の他にもＡＥＤを設置することを検討していただきたい。

令和 6 年度の施設利用者が減少していることについて、指定管理者は広告・PR 強化の必要性を述べていることから、指定管理者だけでなく、市としても施設担当課にとらわれずに、積極的に PR を行っていたいただきたい。

③ オートキャンプ森のかわなべ

特に指摘する事項はない。